



平成27年度保育園・学童保育室 入園・入室のご案内

●問い合わせ 保育課(☎574-8648)

公立・私立保育園

公立保育園名・予定者数

明戸保育園	35	みらい幼児園おかべ	32
八基保育園	22	川本保育園	31
川本南保育園	18	-	-

私立保育園名・予定者数

深谷保育園	8	川本のごキッズ保育園	7
樫の実保育園	42	東つばき保育園	11
稲荷町保育園	34	桃園第二保育園	8
東光保育園	37	桃園第2ナーサリースクール	8
さくら保育園	13	柘の木保育園	4
すみれ保育園	12	のぞみ保育園	20
さくらんぼ保育園	12	エンゼル保育園	24
あけぼの保育園	25	あゆみ幼児園	7
光保育園	19	ふきのとう保育園	11
第二さくら保育園	21	花園保育園	2
深谷西保育園	16	花園第二保育園	16
つばき保育園	10	第2のぞみ保育園キッズガーデン	27
仙元山保育園	10	あおぞら保育園	23
桃園保育園	7	桜ヶ丘保育園	33
深谷藤沢保育園	26	つばさ保育園	36
深谷上柴保育園	90	豊里保育園	23

※予定者数は前後する可能性があります。
※平成27年4月より深谷上柴保育園が新設されます。

小規模保育室

小規模保育室名	電話
ひばり保育園	☎571-2803
ベビーハウスあけぼの	☎571-0784
たんぼぼ保育室	☎583-5202
ふたば保育園	☎584-6652
エンゼル家庭保育室	☎551-5233
ひまわり家庭保育室	☎584-7173
しょうのり保育所	☎501-5551

※上記施設は平成27年4月以降認可予定

私立学童保育室

学童保育室名	住所	電話
さくらんぼ学童クラブ	榎引211	☎573-5386
たけのこ学童クラブ	上野台129-3	☎551-6954
第二たけのこ学童クラブ	上野台129-3	☎551-6955
上柴東学童クラブ	上柴町東2-33-6	☎571-3894
上柴西学童クラブ	上柴町東1-19-2	☎573-6865
わかばクラブ	人見809-2	☎573-8794
深谷西クラブ	栄町15-18	☎574-8727
プリズムクラブ	上柴町西5-3-7	☎572-7170
こどもとおはなしの家	上柴町東5-18-1	☎574-9665
川本南アフタースクールケア	本田4447-2	☎583-5666
花園学童クラブ(花組)	小前田1463-1	☎584-6790
花園学童クラブ(月組)	小前田1994	☎584-3212
中央学童クラブ	小前田1889	☎584-5844
キッズガーデンアフタースクールケア	上柴町東3-8-8	☎573-1956
GENKIこクラブ	原郷2132-1	☎572-6923

※入室については、各施設へ直接お問い合わせください。
※特別支援学校在籍児童・生徒が対象の施設については、問い合わせ先へ

入園・入室基準
【保育園】保護者が次の①～⑧のいずれかに該当する家庭の乳幼児
【公立学童保育室】保護者が次の①～⑧(⑥を除く)のいずれかに該当する家庭で市内小学校に就学している児童

【保育の必要な事由】①就労(1か月につき48時間以上) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害 ④同居親族などの介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DV(ドメスティックバイオレンス)の恐れがあること

申請手続きの際の注意事項
※出産の事由で入園・入室となった場合は、出産予定月の2か月後の末日で退園・退室となります。
※求職中の事由で入園となった場合は、入園後2か月以内に就労し、勤務証明書を提出してください。
勤務証明書を提出されない場合、入園から3か月で退園となります。
申し込み
11月10日(月)～12月15日(月)までに入園申込書兼支給認定申請書(入室申請書)と『保育の必要性の証明書』などを添えて問い合わせ先、

総合支所市民生活課へ
【小規模保育園・私立学童保育室】入室の申し込みなどについては、各施設へお問い合わせください。
※小規模保育室は、主に3歳未満の乳幼児が対象です。

公立学童保育室

学童保育室名	
第一深谷学童保育室	八基学童保育室
第二深谷学童保育室	豊里学童保育室
第一桜ヶ丘学童保育室	上柴学童保育室
第二桜ヶ丘学童保育室	第一岡部学童保育室
第一幡羅学童保育室	第二岡部学童保育室
第二幡羅学童保育室	榛沢学童保育室
第一常盤学童保育室	本郷学童保育室
第二常盤学童保育室	第一岡部西学童保育室
明戸学童保育室	第二岡部西学童保育室
大寄学童保育室	川本北学童保育室

始まります!子ども・子育て支援新制度

●問い合わせ こども青少年課(☎574-6646)

今月のニュース

【子ども・子育て支援新制度】
一人ひとりの子どもが健康やかに成長することができ、社会を目指す。平成24年8月に『子ども・子育て関連3法』が成立しました。

この法律に基づいて、少子化や子育てをめぐる課題を改善し、子ども・子育て支援を総合的に進めていく『子ども・子育て支援新制度』(以下『新制度』)が全国的な取り組みとして平成27年4月に本格施行予定です。

新制度の主なポイント
●認定こども園の普及
幼稚園と保育園に加えて、両方の特徴をひとつにした『認定こども園』の普及を図ります。
●質と量の向上
地域のニーズに基づき、幼児期の教育保育の供給を計画的に進めます。

●支援の充実
学童保育室や一時預かり、子育て支援センターなど、地域の子育て支援サービスの拡充を図ります。

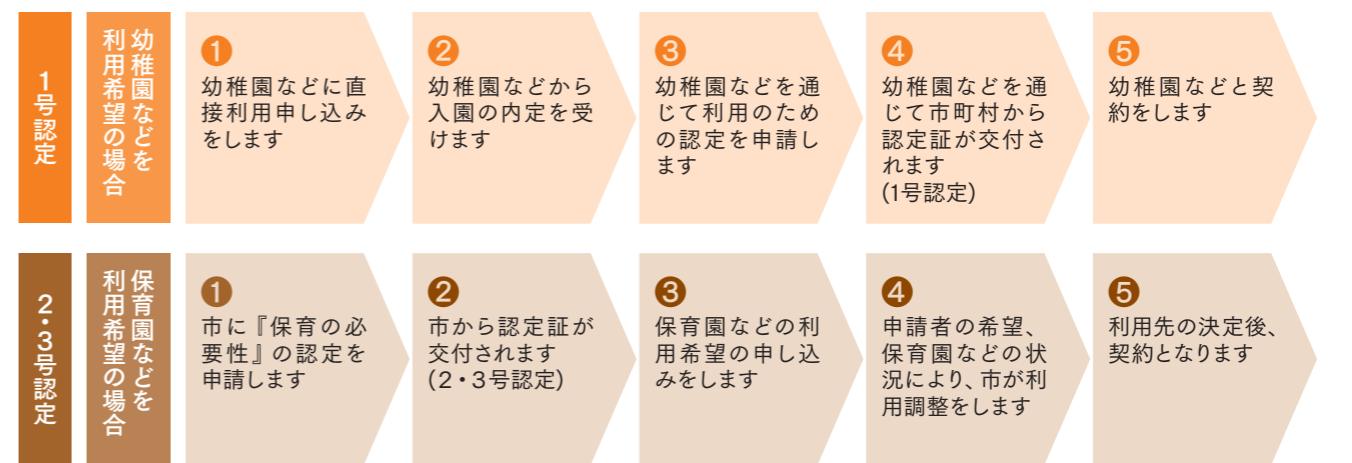
【市の取り組み】
平成25年7月に『深谷市子ども・子育て会議』を設置し、有識者、子育て支援事業関係者、子育て



て当事者の意見を伺い、同年10月にアンケート調査と教育・保育のニーズ調査を行いました。
新制度に対応した『深谷市子ども・子育て支援事業計画』は、こつした調査を踏まえて、平成27年4月の本格施行に向けて策定中です。

意見募集(パブリックコメント)
幼児期の教育・保育事業および子ども子育て支援事業を推進する大きな柱となる『深谷市子ども・子育て支援事業計画』をより良い計画にするために11月中に意見募集を行います。

新制度の利用の流れ



3つの認定区分

認定区分	要件	利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園などでの教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で『保育の必要な事由』に該当し、保育園などでの保育を希望する場合	保育園・認定こども園
3号認定	満3歳未満で『保育の必要な事由』に該当し、保育園などでの保育を希望する場合	保育園・認定こども園・地域型保育

※新制度に入らない私立幼稚園もあります。新制度に入らない私立幼稚園の利用の手続きや授業料は今まで通りです。

